主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告申立の適否について判断するに、本件証拠決定に対する異議申立棄却 決定のように訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「こ の法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらない(最高裁昭和二 九年(し)第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参 照)から、本件各抗告はいずれも不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五四年二月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江里		清	左 住
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	濕頁
裁判官	環	昌		_
裁判官	横	井	大	Ξ